

平成 29 年度 田辺市地域おこし協力隊募集要項

1. 募集背景

和歌山県田辺市は、平成 17 年に 5 市町村が合併、近畿で最も広い面積を有する市となりました。当地域は古くから紀南地方の交通の要衝として栄えてきましたが、この広大な市域の中には、美しい海、山、川の大自然をはじめ、世界遺産に登録された「熊野古道」に代表される古い歴史や文化など、人々の心と身体を癒すたくさんの地域資源があります。

また、温暖な気候のもと、紀州梅や柑橘の栽培が盛んで、他にも新鮮な魚介類が豊富であるなど、多くの食資源にも恵まれたまちです。

しかし、山間部や市街地では全国平均より早いスピードで人口減少が進行し、これまで地域を守ってきた担い手が不足することで、世界遺産をはじめとして、田辺市が有する多くの資源を保全・活用していくことが困難になりつつあります。

こうした地域課題の解決に向け、地域が主体となり、地域の強みを生かした新たな価値を創造することにより、訪れる人や交流する機会が増え、地域の雇用を生み、ひいては地域の担い手の育成及び確保につながるといった好循環を生み出すことで、持続的な地域づくりが可能になるものと考えております。

田辺市では、こうした持続可能な地域づくりに向け、新たな視点で地域の課題や強みを見つけ、地域の方々とともに力を合わせて地域づくり活動に取り組んでいただける方を募集いたします。

2. 業務概要

(1) 山村活性化型

山村地域で暮らすためには、いかに地域に馴染むことができるかが重要となります。

そのため、田辺市では、①活動内容を明確にすること ②世話人を置くこと ③地域内に住宅を確保することを条件に受入団体を募集、ヒアリングの結果、下記の 2 団体を選定し、地域が主体的に受け入れる制度を構築いたしました。

① NPO ええとこねっと龍神村 [田辺市龍神村全域]

<地域の特徴>

日本三美人湯「龍神温泉」で有名な自然豊かな地域。これまで、多くの移住者を受け入れてきたこともあり、日常生活から協力隊の業務に至るまで地域の受入体制が充実しています。

また、田んぼアートやワークステイ、産直店の運営、里芋焼酎の生産など、地域が一体となった取組が進められています。

<業務内容>

- ・ 龍神そばの栽培、麺の製造及び配達など、そば事業を中心とした活動
- ・ 耕作放棄地を活用したそばの栽培、麺打ちをはじめとして、農業体験やそば打ち体験、インターネットを活用した販路開拓、情報発信などの地域協力活動

② 中辺路の里で田舎暮らし！元気人応援隊 [田辺市中辺路町峰地区]

<地域の特徴>

標高 300m ほどの高所に位置する天空の郷。人口約 50 名、少子高齢化が進み、耕作放棄地の増加といった地域課題を抱えていますが、その一方で、熊野古道中辺路ルートの起点と言われている「滝尻王子」を有するなど、観光資源に恵まれた地域でもあります。

<業務内容>

- ・ SNS 等を通じた峰地区の情報発信
- ・ 観光資源を活用した新たな企画立案と実行（将来の起業に向けた事業との関連性を模索しつつ、地域とともに実現可能な事業に取り組む。）
- ・ 滝尻茶屋、無人販売所の運営支援（地域産品を活用した物販や新たな商品開発など）
- ・ 地区内の美化保全活動（草刈などの作業を含む）

※業務内容は応募者の希望を聞きながら、その特性に合わせて適したものを選んで進めていきます。

(2) 市街地活性化型

まちづくり会社である南紀みらい株式会社に派遣し、市街地における人口減少や高齢化、商店街の衰退等の地域課題に対し、空き家・空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりによる新規開業支援、移住支援を行い、雇用の創出、賑わいや地域コミュニティの再生を図り、エリアをリノベーションすることで市街地活性化を目指します。

南紀みらい株式会社

<地域の特徴>

田辺市の中心市街地であり、JR 紀伊田辺駅、味光路（約 200 店の飲食店街）、商店街、扇ヶ浜海水浴場、世界遺産闘雞神社等が位置する地域（約 1 km²のエリア）で、地域住民の日常と観光客の非日常が交わる地域。空き家をリノベーションしたゲストハウス、シェアハウス、レストラン、カフェ等（約 20 店舗）が集積しているエリア。

<業務内容>

- ・リノベーション事業に活用可能な空き家・空き店舗の掘り起し及びベータベース化
- ・家守舎や新規開業者、市街地への移住希望者等に対する空き物件とのマッチング
- ・その他、リノベーションまちづくりに関する事業など

3. 募集対象

- (1) 年齢・性別は問いません。
- (2) 生活の拠点を、三大都市圏内をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）から和歌山県田辺市に移し、かつ住民票を異動できる方。（詳細はお問い合わせください。）
- (3) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
- (4) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら、地域おこし活動に取り組むことができる方
- (5) 任用（雇用）期間の終了後、田辺市内に定住及び定着をする意思がある方。
- (6) 普通自動車免許を有する方（日常生活を送るうえで自動車が必要です。持込みされることを強くお勧めします。）
- (7) パソコンの操作（メール送受信、エクセル、ワードなど）ができる方
- (8) 活動に際して、市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方。

4. 募集人員

3 名（1 団体につき 1 名）

5. 勤務日及び勤務時間

- (1) 活動日数は原則として週 5 日とします。
※ 休日は、着任する地域によって曜日が変わります。
※ 休日に出勤した場合は振替対応を原則とします。
- (2) 標準的な活動時間は午前 9 時から午後 5 時まで週 35 時間を基本とします。
※ ただし、受入団体との協議により大きく変わる可能性があります。
※ 活動時間以外で業務に支障がなければ、兼業についても認めます。
- (3) 休暇は田辺市嘱託職員に準じます。

6. 雇用形態及び期間

- (1) 田辺市嘱託職員（非常勤特別職）として、市長が委嘱します。
- (2) 雇用期間は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとします。（年度ごとの委嘱・任用となり、委嘱の日を起算日として最長 3 年まで任用を更新する場合があります。）
※ 着任時期については、受入団体との協議により、平成 30 年 3 月末までの間で調整させて頂くことが可能です。
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7. 報酬

月額 166,000 円

(ただし、市街地に派遣される場合で宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士などの資格を有する方及び同等の能力を有すると判断できる場合は月額 208,000 円とする。)

※報酬から社会保険料等を控除します。

※賞与、時間外手当、退職手当等の各種手当の支給はありません。

8. 待遇及び福利厚生

(1) 着任地域での住居については、受入団体にてご用意します。家賃は下記金額を上限に市が負担します。ただし、賃貸借契約に係る仲介手数料(家賃の1か月分)が必要となりますので、ご負担をお願いいたします。 <山村地域：30,000円 市街地：60,000円>

(2) 水道光熱費(水道・電気・ガス)は、自己負担となります。

(3) 活動に必要な公用車、パソコンは隊員一人ひとりに貸与します。車両燃料費は市が負担。

※市街地については、公用車を支給しません。

(4) 消耗品購入等の活動に必要な経費は、予算の範囲内で市が負担します。

(5) 市で社会保険等(厚生年金、健康保険、雇用保険)に加入します。

(6) 着任準備に要する経費(引越し費用、生活備品等)は、自己負担となります。

(7) 研修参加に伴う参加費や旅費等は予算の範囲内において支給します。

9. 応募方法

(1) 提出書類

① 応募用紙(指定様式) ※市ホームページからダウンロードしてください。

② 履歴書(市販のもの)

③ 応募動機(様式は任意、400字程度)

(2) 申込受付期間

平成 29 年 8 月 10 日(木) 午後 5 時必着

なお、提出いただいた書類は返却しません。

10. 選考方法

(1) 第 1 次選考 [書類選考]

書類選考結果を 8 月 15 日(火)までに応募者全員に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考 [面接(地域とのマッチング)]

第 1 次選考合格者を対象に、受入団体との面談(地域とのマッチング)、行政担当者による説明などを行います。

なお、全ての受入団体と面談していただくことが可能です。

<選考日>平成 29 年 8 月 20 日(日)

<会場>田辺市役所別館 3 F 大会議室 (和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地)

※第 2 次選考のために必要な交通費等は、自己負担となります。

※詳細については、第 1 次選考合格者にご案内いたします。

(3) 最終選考結果報告

選考結果は、8 月下旬までに文書にて通知します。任用内定後、受入団体世話人との顔合わせや住居の確認などを経て、平成 29 年 10 月 1 日以降の委嘱・着任となります。

※着任時期については、受入団体との協議により、平成 30 年 3 月末までの間で調整させていただきます。

11. 問合せ・応募先

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地

田辺市役所企画部 たなべ営業室 TEL0739-33-7714 (直通) FAX0739-22-5310 (代表)

e-mail: tanabe.eigyoutanabe.lg.jp

※土日祝日及び開庁時間(8:30～17:15)外のお問い合わせは、メールまたはFAXにてお受けいたします。

※活動地域の下見等を希望される方はご相談ください。

田辺市地域おこし協力隊募集ホームページ

<http://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeeigyou/index.html>